(趣旨)

第1条 知事は、ニュースポーツ・e スポーツ競技環境の充実を図るため、ニュースポーツ・e スポーツの大規模大会開催及び人材育成のためにサンガスタジアム by KYOCERA (府立京都スタジアム)を活用して事業者が行う事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
- (1) ニュースポーツ 新しいジャンルのスポーツで、その裾野拡大のため大規模大会開催や人材育成などの環境整備が必要なもの。

(ただし、サンガスタジアム by KYOCERA で本来実施が見込まれるサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール及びそれらから派生した種目は除く。)

- (2) e スポーツ 対象とする e スポーツは以下の条件を満たすものとする。
 - ① 高校生を含む年齢を対象年齢としているタイトルであること (全年齢対象が望ましい)
 - ② チーム対抗が可能なタイトルであること(人材育成事業のタイトルはこの限りではない)
 - ③ 追加の課金なしで基本プレイが可能なタイトルであること 上記の他、ハッキングコンテスト、ドローンサッカーなどデジタルデバイスを使 用する競技も対象とする。
- (3) 大規模大会 オンラインも含めて概ね 5,000 人規模の集客を目標とする大会とし、府内外から参加者を募り、サンガスタジアム by KYOCERA の知名度向上、競技力向上、地域活性化等につながる競技大会

(4) 人材育成 ニュースポーツ・e スポーツの裾野を拡大するための人材育成の取組

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の 交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる経 費(以下「補助対象経費」という。)、補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画書の提出及び補助金の額の内示)

- 第4条 補助対象者は、別記第1号様式による事業計画書を知事が指示する期日まで に知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、事業計画書により当該事業の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金 の額の内示を行うものとする。

(交付の申請)

- 第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、別記第3号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。
- 3 規則第5条の規定により補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金交付の 可否について、補助対象者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 規則第9条の規定による変更の承認に係る申請書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。) は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。 ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(遂行状況の報告)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について随時報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助 事業者は、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(額の確定等)

- 第 10 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする
- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、そ

の証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(補助金の請求等)

- 第12条 補助事業者は、第10条の補助金の額を確定する通知を受けた後、請求 書を知事に提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、第 10 条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。
- 3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金 の額を超えている場合は、知事にその過払い額を別に通知する日までに返還 しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第13条 補助事業者は、補助金の概算払を請求することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書及び 第6号様式による概算払申請書を知事に提出しなければいけない。
- 3 知事は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し本事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額を上限として、概算払をすることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用 年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数とする。
- 2 規則第19条第2号に規定する知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格 が単価50万円以上の備品及びその他の財産とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。 別表(第3条関係)

| <u> </u> | | | |
|---------------|---------|-------------------|--------|
| 補助対象事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助限度額 |
| サンガスタジアム by | ニュースポー | 採択された事業実施に直 | 予算の範囲内 |
| KYOCERA を活用した | ツまたはeスポ | 接係る経費で、報償費(1 | |
| ニュースポーツ・e スポ | ーツの競技、運 | 時間あたり 10,000 円を上 | |
| ーツの大規模大会開催 | 営、人材育成に | 限、一日あたり 50,000 円を | |
| 事業及び人材育成事業 | 係る実績を有 | 上限とする)、旅費(宿泊費 | |
| に係る経費。 | する者 | は1泊あたり 9,800 円を上 | |
| ただし、対象とする競技 | | 限とし、実績に応じて精算 | |
| については第2条に規 | | (食事代は除く))、需用費 | |
| 定の基準を満たすもの | | (食糧費を除く、単価3万 | |
| とする。 | | 円以上の物品の購入費も除 | |
| なお、他の国・自治体の | | く)、役務費、委託料、使用 | |
| 補助事業を受けている | | 料及び賃借料、その他知事 | |
| 事業は、対象外とする。 | | が特に必要と認める経費 | |